

前山博

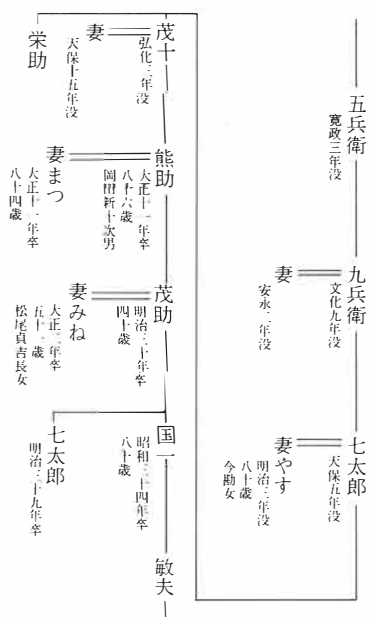
佐賀藩は、他国の商人が直接有田など皿山の釜焼と取引するのを禁じたので、有田などで作られた焼物はもっぱら伊万里の商人の手を経て他国へ流通せしめられた。伊万里はそうした他国「商人の輻湊せる津」（「日本山海名産図会」寛政十一年）であつた。「伊万里焼」の名の起つたゆえんである。しかしながら、伊万里津において焼物をあきなつた商人の経済活動については、まだ、十分に究明されたとはいふ難い。本稿は、伊万里陶商の研究のための基礎的作業を目的とするものであつて、最初に「武富家」をとりあげた。

往時の伊万里津の陶商のうち、今日多少とも関係史料を保存している家は僅かしか知られていない。武富家はそのひとつである。

一、武富家家譜

同家の系統の概要はつぎのとおりである。十分ではないが、以下の参考として掲げる。

△武富家系図▽



二、諸国商人の書状

現在、武富家に保存されている書状などのうち、発信者が筑前其他国商人のものは三十余通ある。武富氏を宛名とするそれらの内訳はつぎのとおり。

- 九兵衛 一通 (史料番号 No 1)
 七太郎 二二通 (同 No 2 ~ No 23)
 茂十 三通 (同 No 24 ~ No 26)
 栄助 七通 (同 No 27 ~ No 33)
 関連分 二通 (同 No 34 No 35)

九兵衛あての一通は筑前芦屋の吉岡屋孫兵衛のもの。ただしこれは、文面の末尾に、「ほり七様之御手元江も：よろしく様御取なし置為被遊可被下様、呉くも：」と言うから、もともと「ほり七」すなわち武富氏あてのものではなかったとも考えられるが、一応ここに掲げておく。

- 七太郎関係の発信者を列挙すれば、
 No 2 筑前脇田浦 萬屋半次郎
 No 3 筑前山鹿 萬屋治左衛門
 No 4 筑前芦屋 吉岡屋孫兵衛 (源兵衛)
 No 5 長州下関 糸屋安右衛門
 No 6 長州赤間関 原屋清右衛門
 No 7 筑前山鹿 萬屋治左衛門
 No 8 筑前山鹿 久口屋與平
 No 9 (不詳) 加納屋和七 (長崎発)
 No 10 伊豫桜井 河内屋徳兵衛

- No 11 筑前岐志 升屋兵吉
 No 12 筑前山鹿 萬屋治左衛門
 No 13 越後三条 神子嶋貞助
 No 14 筑前柏原 釜津屋嘉兵衛
 No 15 長州下関 櫛屋茂七
 No 16 筑前芦屋 塩屋伝四郎
 No 17 近江日野 松山六兵衛
 No 18 筑前芦屋 吉岡屋源兵衛
 No 19 長州下関 糸屋安右衛門
 No 20 筑前芦屋 吉岡屋源兵衛
 No 21 長州赤間関 原屋清右衛門
 No 22 筑前芦屋 関屋甚次郎
 No 23 越後新潟 播磨屋勘三郎
 下関糸屋安右衛門の No 5 と No 19 は書状の内容も同一である。
 この七太郎の時代がちょうど化政 ~ 天保期にあたる時代である。
 つぎの茂十 (もしくは茂十郎) あての No 24 は讃岐丸亀から筑前商人若松屋庄三郎の発したもの。No 25 は大坂の田中屋忠兵衛から、No 26 は摂津兵庫の堺屋孫右衛門からのものである。
 栄助関係では、
 No 27 筑前 蛭子屋彦兵衛

No 28 大坂 田中屋忠兵衛

No 29 伊豫桜井 林屋陸蔵(博多発)

No 30 筑前芦屋 吉野屋儀七

No 31 越後新潟 布屋(田辺) 忠吉

No 32 筑前芦屋 野田屋永次郎

No 33 土佐高知 才谷屋治兵衛

関連分のNo 34は、筑前山鹿蛭子屋彦兵衛(No 27に同じ)から武富栄次郎宛のものであり、No 35は、長崎街道の杵嶋郡大町の飛脚問屋山下辰十発のものである。

茂十・栄助兄弟のころは天保から幕末にかけての内外の激動期にあたるが、弘化三年茂十の死後、武富家の経営は弟栄助の手中におかれたと推測される。

三、諸国商人書状の内容と特徴

以上の書状の内容は当然多岐に亘るが、それらの多くに共通する点は、第一に、焼物代金もしくは借金の延滞についての詫言であり、第二には送金に関して、第三には焼物の注文あるいは催促のことである。

まず第一の点に関して、例をNo 3にとれば、その大意はつぎに記すごとくであろう。

一筆啓上つかまつります。(中略)さて、先だつての催促の御手紙たしかに落手、委細承知いたしました。しかしながら市況ははなはだ不景氣、昨年中は全然あきないができず、当年二月初ころからようやく駿河方面の売込にとりかかつて五月初終りましたので、益すぎからは売掛金の回収に取りかかりましたが、やはり世上不景氣のせいで埒明かず、やむなく喜右衛門・藤兵衛兩人は残したまま、私ひとりさきに帰国いたしました。どのみち右の兩人は来月なかばころでなくては帰れないでしょう。とは申せ、兩人のうちひとりでも帰り、少しでも金が入りましたならば、さっそく伊万里へ仕入のため下向するつもりです。

(なお詳しく事情を申しあげますと)私がこのたび持帰った仕切金はようやく三割ほどに過ぎず、これは国許の出資者のほうへ払ってしまい、残金が入らねば新たな仕入もできず誠に困り果てております。さきの江戸方面における冬売分の仕切残は、買主江戸枡清の家内病死のため支払い日延べを言って参っており、春売荷物の仕切に至っては全然送って参りません。冬売分の七割かたは手に入っておりますが、跡金については、春売分と同様日延べを要求して参っております。

右の様な状況なので、私のほうの藤兵衛が只今江戸方面へ仕切金取立に出むいてはおりますけれども、枡清様の事情が事情ですの

で、仕切金支払の延引は決定的と思われます。ともかく右両人のうち一人なりとも帰国しませんと金のやりくりができません。金さえできれば早速仕入に参りますので、それまでのところを何分とも宜敷く。少々なりとも送金申し上げたいのですが、右の様な事情で、御許し下さいますよう。そのうち来月中には是非とも仕入のため参りたいと存じております。云々。

No 7・No 12 もともに萬屋治左衛門のもので、文面もまったく相似て、「江戸駿河両仕切金送り不参内ハ〇印手廻り不申」(No 7)など言うのである。これら三通の手紙は同一時期のものと考えたい。しかもNo 7の日付が閏二月十九日である。七太郎の時代つまり化政〓天保期において閏二月は文化八(一八一)年に限られている。

武富家からの右の様な代金の催促は、手紙のほか、人を差向けても行われた。「此度九兵衛様・喜助様御兩人御越被下」(No 29)、「再度御人ヲ立られ誠ニ奉恐入」(No 12)、「御手元様より御名代として御老人御出被下」(No 4)、「先達而ハ七助様御出来被下、大イニ御苦勞ニ奉存上」(No 32)などの例。

さきの萬屋治左衛門の如きは、代金の催促に対するひとつの対応のケースであって、ほかにもいろいろな対応のありようが存在したのであり、No 4もそのひとつである。ここでは銀主と世話人の「咄合」とあるが、じつはこのNo 4と後出のNo 20とを結んでみると、こ

の吉岡屋源兵衛の身上に仲介の世話人を必要とした事態が明らかとなる。すなわち、「諸道具払物懸方、頃日世話人より取立」、「売残り物も…何れ近々之内ニ皆々売払」つて「金子調達」云々と。

これはNo 11にしろす筑前岐志浦の「六次一件」(No 39)には「六次郎様一件」とある)と事実上同一事態である。六次一件においては、とりあえず「有金だけ配分」(武富家の取分は元金八両の四割、三両二合だけ)、結局「分散」の処置が行われるに至ったと書いている。なお、「代呂物」も追って売捌いたのち配分するという。代呂物は普通代物と書き、しろものと読む、金銭に換えうる物品のことである。

さて、本来、代金(借金)は、督促のあるなしに拘らず、期限など約定どおり支払(返済)すべきものであるから、延滞しながらも支払が行われる場合、その文面に延滞を詫げる文言が記されるのは当然であって、第一点と第二点とが結びつくことになり、このケースの書状は多数を占める。

まずNo 2はNo 16と対応するが、要は筑前脇田浦の萬屋半次郎が「段々延引二相成」りながら代金四両を支払ったが、さらに残金の督促に対して「此分ハ私罷下り候節ニ御払可申上」と約束したものである。彼らとしても所詮は焼物仕入のため来伊しなければどうにもできない訳で、このあたりの事情はさきのNo 3山鹿萬屋治左衛門の場合においても察せられたところである。

No 8に言うところは素直である。「何分金操六ツケ敷御座候間、今式兩式分丈ケ御送^(ママ)り上申候、云々」、と。河内屋徳兵衛（No 10）の場合、百両という大金のため安全な便がなかなか得られず、一ヵ月のち漸く利徳丸良助に依託して送金が叶った。「無便ゆえあしからず、云々」と。

送金に飛脚便が利用された例としてNo 28がある。また若松屋庄三郎関係のNo 24・No 26およびNo 35がある。

若松屋庄三郎は、No 24の書状に添えてまず三拾五両を讃岐丸亀より送った。のみならず、その文中に、さらに飛脚便にて兵庫より送金する旨を予告している（六月十五日）はたして、杵嶋郡大町の飛脚問屋山下辰十の手を経て（No 35）、封金五拾四兩式歩および兵庫堺屋孫右衛門の副状（No 26）が到来したのは七月廿六日であった。堺孫の副状には「筑前若松屋庄三郎殿仕切金五拾四兩式歩」と明記され、長崎飛脚便を利用している。山下辰十の記すところでは、大坂く大町間の貨錢正銀拾六匁三分五厘、大町く伊万里間は七匁。堺屋の発信日の十一日から算えて十五日を要している。この兵庫の堺孫がいかなる商人であったかは今後を待たねばならないが、若松屋は彼に依頼して武富茂十郎への送金を果したのであった。

さて、第三の点、焼物の注文もしくは催促に関する文面もかなり

多く見られる。ときには「返り荷物」のことも。

下関の扉屋安右衛門（No 19）は、まず富海（防州鳥海か）利徳丸茂七船に託して拾両の金を送ったことを記し、ついで焼物壹俵を返り荷として送り戻すことを告げる。他方では、去冬注文の金書扇蘭絵の小皿について催促していわく、「まだでき上りませんか、これは得意先の注文ですから何時までも引き延ばす訳に参りません。御面倒ながら早く焼かせて下さいますように」、と。No 5もこれとほぼ同内容の繰返しである。

No 6の原屋清右衛門の注文は、口金唐草絵上々もの四通揃二十一
人前揃、ただし極上のものでなくとも相応の上品を見計らい、ごくごく大急ぎの注文である。神子嶋貞助は、去年買請の四ッ揃物がいまだに到着しない、来春には間違いなく揃えて下さい、と言う（No 13）。No 15櫛屋茂七らの書状は商品（代品もの）についての苦情、そして事実上値引きの要求にほかならない。No 21の原屋清右衛門書状も、要するに早急な送荷と適宜な値段の要望であり、高知の才谷屋治兵衛は、来月十日朝には当地を出発しますから、前以て尺三寸鉢の下物を残して置いて下さい、との予約書を送り届けたのである（No 33）。No 23は新潟の播磨屋勘三郎の拾四両送金通知と焼物注文（予約）である。来正月二日出立いたし、かなりまとまった数量の錦手の上物下タ物類を買付けたいので、どうか適宜の品物を見計らい

御囲い置き下さるよう、と。

武富家文書のなかの焼物注文書状のうち、特別注文に類するものはNo17の近江日野松山六兵衛のそれである。大意はつぎのとおり。

さて、今年は私こと御地へ下向いたさず、代りに手代どもを遣しましたところ、どうした訳か大いに買縁が薄く残念に存じております。

またまた御面倒とは存じますが、よんどころない方面の依頼につき御願ひ申し上げます。と申しますのは、去る卯年に、つぎに図示しました、蓋に松竹梅の三ツ丸紋を配した「桂詰かし蓋二十五入壺」を貴方様から買入れ、当地にて売捌きました折、御役所むきへも買上られたとみえ、このたび前同様の品物を拵えて納めよとの仰せ付けで、よんどころなく御頼みする次第です。おそろく御地には見本が残っているか、さもなければ仕入先の釜元へ照会下されば大概判ることと存じますので、この一件とりわけ御頼み申しあげます。どうか御面倒ながら大急ぎ焼かせてくださいますよう。数量は二十でも三十でもよろしく。万一型も分らず製作不能ならば、その旨御返事も止むを得ませんが、そこを何とか御世話いただきますならば幸甚に存じます。私としても、ほかならぬ御役所むきのことゆえ、製作不能と申し立てて今更御断りもならず、どうかこの辺の事情を御推察いただいて、勝手ながら至急の

御頼みを叶えて下さいますよう、伏して御願ひいたす次第です。

御返事の宛先は左のように。

大坂土佐堀式丁目	油屋喜兵衛
京都蛸薬師柳馬場	藤屋喜兵衛
江州日野越川町	松山六兵衛

(以下省略)

文中の「御役所」が何かは判らないが、江戸時代行商に活躍して知られる江州日野商人のひとりと思われる松山六兵衛(和七)の名に注目したい。

つぎに、これら書状の主、他国商人らは、いったい何処で商いを営んでいるか、を検討してみよう。それは二つに大別できると思う。一つは、筑前や伊豫などの商人たち、一つは越後新潟・三条、土佐高知、近江日野などの商人たちである。前者の商圏は、山鹿萬屋治左衛門(No3)が江戸ならびに駿河方面、柏原釜津屋嘉兵衛(No14)が大坂・伊豫、若松屋庄三郎が讃州丸亀というように、広範囲である(もちろん個々の商人は自己の得意先を持つことが多かったであろう)。後者は、言うまでもなく自己の出身地域を商圏としたものである。後者の場合は自己の店舗をもつことも多かった筈である。彼らは農村へも入り込んで販路をひろげた。No32の「未ダ秋半故、

御年貢さい中二而、在方之掛取立出来不申」などはその好証例である。

ところで、この問題に関連して注目すべきものはNo 30・No 36である。とくにNo 30に記すところは重要な事実を含んでいる。これは、筑前芦屋の吉野屋儀七が代金未済を申し詫びる主旨の書状であるが、その理由としてつぎのように言うのである。すなわち、

大坂へは去る四月二十七日無事到着。「入札物」の代金がまだ送って参りませんので、春以来ひとしお不景気のことではあり、私としては、大坂御屋敷へ少しでも荷物を捌いて「為替金」を拝借し、皆様方への御支払にあてる心づもりで、「兵庫蔵」へ荷揚げしましたところ、（大坂屋敷から）他所ゆきの荷物を大坂において市売することは許さぬと申されました。そのため、不本意ながら延びのびになって、云々

大坂御屋敷と為替金拝借との関係、兵庫蔵とは何か、なぜ「他所」行荷物、大坂二而市売不相叶」か、などなど。問題の根元は、幕末の当時佐賀藩のつた国産物統制にある。佐賀藩の国産陶磁器に対する「専売」政策の中心は、「見為替仕法」と「京江戸大坂堺兵庫、右之場所商内御法度」であった。No 36に言う「此節大坂表においては、別当所の居所のある送荷のみ扱い、他国よりのものは屋敷においては売捌かないこと」も、No 28の「殊二仕組・荷・沢山、云々」も、

これらに深い関連のあることは明白である。

（付録）No 36 前後を欠き発信人不詳

No 37 形・寸法・模様などを指示した注文書

No 38 陶器送り記

No 39 武富七太郎より升屋兵吉宛書状

四、有田釜焼の書状

有田の釜焼から武富氏へ宛てた手紙は四通ある。いずれも栄助あてのものである。

No 40 大樽口 亀次良・丑松

No 41 上幸平山 牟田判助

No 42 同 同人

No 43 同 川浪平太郎

大樽の亀次良および丑松のそれは借金の申し入れである。大意は、前登窯の拾番を半間借り受け、当地の取替（資金）を以て先だって焼物を積入れましたが、その資金が月三分の利息で損になりそうです。焼物はすべて貴方様へ差上げますから、何とぞ金拾両をお貸し下さい。

このような前貸資本と釜焼との関係は当時一般的であったもので

あろう。伊万里の商業資本の前貸的投下は、釜じたいの所有とともに、実例はほかにも見られるところである。

No 41上幸平山牟田判助の栄助宛書面も、右と同じ事例を提示している。ただしこの場合の実際の借受人は中樽藤市であって、牟田判助は仲介の立場にある。No 42も、要は中樽忠右衛門の拾両前借申入れを仲介したものであるが、ほかになお(イ)武富栄助が釜焼中へ「釜祝」として南鐐一片(二朱銀)を贈ったこと、(ロ)「前登へ中樽登より間釜借り請」のこと、(ハ)絵葉大極上壱斤借受の申入れなどのことに注目したい。No 43は上幸平の釜焼川浪平太郎からの拾両前借申込である。

五、弓野山等関係書状

化政→天保期のものと推定される武雄領弓野山等関係の書状等はNo 44からNo 49までである。

No 44・No 45	弓野山武兵衛	(発信人 満岡啓助)
No 46	(小田志山)武助	(同)
No 47	寅之助	(同)
No 48 a	嘉助	(同)
No 48 b・c	浅次郎	
No 49 a・b	(弓野山勘定書)	(発信人 満岡啓助)

まずNo 44の吉田山より満岡啓助発の七太郎宛書面によると、はじめ弓野山武兵衛は金六両の前借を希望したのである。すなわち、「平日之釜之儀ハ三両取替ニ而押々火入相整候得共、物前之儀ニ而何分三両丈ニ而仕廻方不行届ニ付、凡出高六両丈御取替被下候様」と。「物前」とは、「盆・正月・節句などの前。節句の準備や決算期にあたって多忙である。節季」と『広辞苑』にある。これに対し武富方は、約定分の三両と物前払用として壱両、計四両を貸すには貸すが、その中から以前の年賦払不足式歩式朱ほどを差引くこと、また釜手形も引留て置くという条件を出す。武兵衛は、今度の釜火入が八日に迫っていることではあり、物前払の壱両は「向釜下釜壱間」を以て返済し、年賦不足分の式歩式朱は来る六月釜にて皆済します、むつかしい相談ですが、よろしく御願います旨、私(満岡)に依頼、私も、今度だけは聞き容れてほしい、と要望するのである。武富七太郎と弓野山武兵衛との前貸(借)関係は歴然である。

小田志山武助の焼物を武富方で買取ってほしいと頼むのはNo 46である。幸吉なる者が「銀繰出来兼」ねて武助の焼物の取扱方を破談にしてきたので、その「大極上々吉」の出来ばえの武助の焼物をそちらで買上げて下さい、と。注目したいのは、文中、「早岐其外へも売方可被致候得共、何連之道伊万里取合相離候而ハ職業不行届、跡釜取替等之儀も何連伊万里ならで出来立不申、云々」と述べてい

る点であり、「跡釜取替等之儀：御相談申上」という彼我の関係である。

No 47によれば、武富と寅之助との間に、「寅之助より金貳歩二而預ヶ置候絵葉」との関係がすでに存在し、いま「向釜用摺り置」きたいので預けておいた（質入）絵葉を借してほしい、代物は正月の焼物で払います、と。

No 48 aの嘉吉は、とりあえず貳両貳歩の借入を頼んでいるのであるが、その前提となる取り極めは、武富方より「六両之仕入」金の前貸に対し、嘉助は「焼物ハ拾両丈焼立」てて引渡すことであつた。これは前貸制度の実態の一端を物語っていると云えるのではないか。

つぎにNo 48 b・cの浅次郎一件について、この場合、金額においても比較的大きく、かつこれまでの事例と違って融資の様式も複雑である。つまるところ、武富からは浅次郎が今後「広東なら茶」だけを焼くことを条件として、「貳拾金仕入」のほかにも「度払、且又利付金等御当借」することを取りきめ、そのおり直ちに「利足付等之金子」は貸渡したが、「残り仕入前四両并二度割払金三両丈、メ七両ハ焼物下り候上二而御借渡被下候約束であつた。ところがそのご、浅次郎の焼物を運んだ小右衛門が相談したにもかかわらず、武富方は、さきの約束を取結んだ茂十の不在を理由に融資の約束を履行しなかつたらしい。そのため、浅次郎の頼みもあり、彼の苦境、

「地行差責り候上、此節釜塗替、云々」を見かねて、私共（啓助・部助）から武富方への懸合となつたのであつた。

ところで、満岡啓助らはいかなる存在であるか。これまでの史料では、それが武富家宛のものであるから必然的に、彼らの役割は、釜焼の依頼を受けて融資元である武富家へそれを取り次ぐだけであつた。No 48 cでは浅次郎の「請人」に立っていたし、釜焼と武富方との間のもつれや間違ひのときは苦しい立場に立たされることになつた（No 48 a）。

しかし、No 49の勘定書二紙は、満岡（辰巳屋）啓助の役割につきさらに示唆するものがあり、結論的には、彼は弓野山あたりにおける武富氏の現地代理人の如き地位にあつた者と推定される。（壺番船などについては不詳な点が残る）

六、幕末期の武富家の経営

幕末の万延以降、明治二年に至る時期の武富家の経営状況がNo 50 57によって窺われる。

まずNo 50 a・b・cはほぼ同内容を示し、万延元年の状況と思われる。そのaによると（表1参照）、現物・売掛金・貸金の合計額千九百両(a)、現金・米（換算）の四百拾両(b)であり、現物の形で存在する焼物がほぼ六〇パーセントに達しているのは注目される。

表2 元治元年水揚金額

焼物代	330両0歩
絵薬代	55.0歩
客売込	180.0
山取替	218.0
客かし	150.0
播勘かし	455.0
布忠かし	2115.0
地方当時かし	50.0
講懸方	215.0
田地	150.0
銀札など有合	110.0
かざり金	29.0
半紙代	50.0
売物代	20.0
小計 (a)	4127.0
栄助借用	100両0歩
松尾借用	650.0
深川借用	380.0
立石屋預金	50.0
小計 (b)	1180.0
合計 (a - b)	2947両0歩

表1 万延元年棚揚金額

申正月棚揚焼物代銀	1284両2歩
未年冬売込之焼物代銀	197.0
皿山入金並取替迄入テ	200.0
申初山釜正金	100.0
銀札・正銭・小遣イ金	18.2
小計 (a)	1900.0
(有金)	221両0歩
古金	38.0
作徳米50俵	150.0
(文判)	10.0
小計 (b)	410.0
合計 (a + b)	2310両0歩

No 51は文久二戊、同三亥の二カ年分で三千七拾両、だが借用前八百四十拾両を差引けば金貳千貳百三拾両にしかない。現物(焼物有高代)などがやはり高い比重を占め、これに「内山取替」・「客人かし」などを合せると九〇パーセントを越している。なかで「大坂登セ荷」が注目される。

No 52は元治元年の水揚で、総額四千百貳拾七両に対し借入金が千八百八拾両に及ぶ(表2参照)。

このとし、焼物代が急減し、反面「客かし」が激増している。播磨屋勘三郎(新潟)、布屋忠吉(同)ら——この傾向が今後どのような推移を示すか、注目したい。

なお、この年の水揚高と前年度分の差額貳百八拾貳両が「利潤」とあると記す。

No 50は慶応元丑年の棚揚高を示す。まず内山関係において取前(かし)と払前の差額四百六拾貳両売歩、居合客衆などへの売込と同払分の差額五百九拾四両、播磨屋・布屋など旅客への貸額貳千貳百貳両売歩、焼物代金分・地方貸など千七百四十拾五両余、合計額五千三両余に対して借用高千百両である。焼物代有高の比重は二一パーセントに回復するが、他面旅客貸のそれも依然高率で四四パーセントに及んでいる。

ついでNo 54の慶応二寅年の棚揚を見ると、貸付金・現物の額五千

八百五拾貳兩貳歩（うち主なるものは有合焼物代千貳百貳拾兩のほか、播勘千貳百七拾兩、布忠四百貳拾四兩、綿屋幸右衛門百五拾七兩貳歩、原屋清右衛門百七拾八兩、道具屋勘七貳百八拾兩。大坂為登貳百兩も見える）、借入（払方）額千五拾四兩三歩。その差額は四千七百九拾七兩三歩で、前年度の棚揚より八百九拾七兩三歩増となっている。

慶応三年の棚揚は見えない。No 55 の b は同四辰（明治元）年分である。同 a は同年の旅客取替分、同 c は同年の地方取替分ほかの内訳を示す。a においては、あらたに伊豫桜井の林屋陸蔵や念らの名が現われる。

明治二巳年は、客衆売込・内山取替・旅客取替・大坂行花瓶などの三千四百七拾兩、陶器有高式千百兩などの総額六千三拾兩に対し、借入金は千百兩。差引四千九百三拾兩の棚揚額となっている。

以上、各年次の棚揚額の推移を一覧するために表3を作成した。

二、三の問題点をあげると、

(イ) 元治元年の例外をのぞくと、陶器有高（現物）は毎年千〜二千兩に達する。そのうちから売却分すなわち「客衆売込」分は年毎に補充、ストックしなければならない。慶応元年分の「居合客衆へ売込」高はおよそ六百兩、同三年の「客人へ売込」高（山許

表3 文久2～明治2年棚揚概要

	棚揚高 a	借入高 b	$\frac{b}{a}$	陶器有高 c	$\frac{c}{a}$	d (a - b)	前年高 e	f (d - e)	$\frac{f}{d}$
	兩	兩	%	兩	%	兩	兩	兩	%
文久2	3,070	840	27.4	1,500	48.9	2,230	—	—	—
〃 3	—	—	—	—	—	2,665	—	—	—
元治1	4,127	1,180	28.6	330	8.0	2,947	2,665	282	9.6
慶応1	5,000	1,100	22.0	1,060	21.2	3,900	2,947	953	24.4
〃 2	5,852	1,054	18.0	1,220	20.8	4,797	3,900	897	18.7
〃 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〃 4	4,617	700	15.2	1,400	30.3	3,917	—	—	—
明治2	6,030	1,100	18.2	2,100	34.8	4,930	3,850	1,080	21.9

取替を含む）六百兩、明治二年の「客衆へ売込」および「売物」分合せて九百三拾兩―これらはつぎの年には補充されねばならぬ。ストックされている現物のほぼ半分は毎年更新されていたと考えられる。（なお、この有高に關して注意を要するのは、慶応四年のそれが「元代金六掛」とされている点である）

(ロ) 借入率の高さは一五ないし三〇パーセント近くに達している。慶応元年の例をとると、借入高千百兩のうち、松尾三百五拾兩、深川四百兩などとなり、伊万里町松尾家、有田町深川家などの資金が導入されたことが判る。No 58・No 59などは、佐賀の藏丸清右衛門の名も載せている。

(ハ) 客人貸の問題としては、何よりもその高率なことであろう。慶応元年をもつて例示すれば、それは総棚揚額の四四パーセントに及び、布屋千五拾兩を先頭に、資金の融通を武富氏より受けているのである。このことは当時の武富家がすでに金融面に経営の重点を移しているのではないかということを推測せしめるものである。

（付録）No 60 松尾彦兵衛書状（覚）

No 61 上瀧益太郎覚

（史料）

No 1 「イマリ

九兵衛様

自阿しや

早序 尊下

金四兩相添

吉岡屋

メ十一月廿八日

孫兵衛

一筆啓上仕候、昨今柄追々寒氣ニ相成御座候処、其御地御家内様益々御安康ニ可ヒ遊御座恐悦至極ニ奉存上候、次ニ下拙義茂無異罷在居申候間、乍憚御休意思召ヒ成可ヒ下候、然者先進而者毎度遠處^{（路）}之処を御越被下、殊ニ千萬奈仕合ニ奉賀候、就而者其節以御願御差操被下右金子早々ニもさし上可申答之処、許元日々ニ米下落ニ相成、一向在方商内六ツケ數大イニ延引仕候、先此度漸々金子四兩丈操合仕さし上置申候間、何卒残り之処者無油斷都合出来次第ニさし上可申候間、左様御思召ヒ遊可ヒ下候、下拙義茂段々咄合ニ相成、心易き先江も惣談仕少々成共都合仕是悲^{（根）}／＼年内中ニ罷下り可申咄合ニ者相成申候得共、御存知之通昨今柄之事ゆへ、若又先様冬中之処金子廻合不仕都合も候ハ者正月廿四五日迄ニ者は悲^{（非）}／＼罷下ル可手都合ニ仕居申候間、自然残り金子之處、年内中ニ都合出来不仕候ハ者、正月迄之處何卒御尊公様御手元ニ而御差操置為ヒ遊候様乍恐具々も奉願上候、尤利足之處者私相弁へ可申上候間、乍憚今少シ之處具々も御手元様ニ而御差操置偏ニ奉願上候、左候得者正月ニ者罷下り早々御勘定可申上候間返々も御願奉候、其之内ニも右金子廻合仕候得者年内ニも早々さし上可申上候、乍憚左様御思召御承知之段偏ニ奉願上候、尚又ほり七様之御手元江も是悲^{（根）}／＼正月ニ懸ケ罷下り可申等御座候間、よろしく様御取なし置為ヒ遊可ヒ下候様具々も重畳奉願上候、先者以愚筆御願奉候、委細之義者何連罷下り得拜顔萬々御咄御禮可申上候、恐々謹

言

十一月廿八日

吉岡屋
源兵衛

イマリ

九兵衛様

(「追啓」十二月朔日、省略)

No 2

「到伊万里

脇田浦

七太郎様

半次郎

御□□下

從筑前

御書墨忝拜見仕候、(中略)然者此度芦屋塩屋傳四郎殿御帰りに残り金相渡
笥之様御書面被下奉承知候、尤婦宅之節七助様迄細悉御咄申上候得共、私帰
宅前ニ山鹿迄金子相送り御座候得共、折節能便り茂無御座候ニ付段々延引ニ
相成候、是依而即傳四郎殿へ金子四兩丈相渡申置候、不足ニ御座候へ共、此
分者私罷下り候節ニ御払可申上候、何連婦宅之節罷出御算用仕度、先者右之
段申上度如斯御座候、早々以上

三月廿六日

萬屋
半次郎

七太郎様

No 3

「伊万里

武富七太郎様

萬屋
治右衛門

貴下要用

十月六日出

今筑山

一筆啓上仕候、(中略)扱先達而者御紙面御送りヒ成體ニ落手仕委細承知仕
候得共、昨今今売場大不景氣ニ付昨年内一切商内出来不仕、当春二月頃今駿
河商内取懸り、五月頃迄ニ漸々商内片附、仕切取立も益後今取入ニ懸り居候
得共、不景氣之事故寸度埒明不申、依之ニ喜右衛門藤兵衛兩人相残し置、私
儀者先ニ罷帰り申候、何連来月中頃ならで者兩人共ニ婦宅ニ相成り申間敷、
尤も兩人之内老人婦国次第二少々ニ而も金子手ニ入候半者早速仕入ニ罷下り
可申積りニ御座候、私儀此節婦宅仕候而も仕切金之所者漸々三步所計り持下
り候間、国元銀主へ入金仕候跡金不参ら候而者仕入も出来不仕、誠ニ困り入
候、江戸表冬売分仕切金、江戸枅清内病死致され候ニ付日延申来り、同所春
売荷物仕切も一切送りと不参誠ニ困り入候、尤も冬売分ハ七分通り者手ニ入候
得共、跡金之所者春売分一同之日延申参候、右ニ付私方藤兵衛儀此節江戸表
へ仕切取立ニ参り居り候、枅清殿宅右之成行ニ御座候間、彼は仕切延引ニ可
相成ル与大ニ心配仕居り候、何連兩人之内何連成共帰国不仕候内者金子手廻
り不申候間、左様御承知可ヒ下候、金子さへ手廻り候得ハ早速仕入ニ罷下り
可申積りニ御座候、夫迄之所何分御用捨可ヒ下候、此度少々ニ而も送金仕度
奉存候得共、前文之次第ニ御座候間宜敷御聞通可ヒ下候、何連来月内ニも是
非仕入ニ罷越可申存意ニ御座候、左様御承知可ヒ下候、右申上度如此御座候、
早々

一、御注文ヒ遊候ツキタテ之儀、大坂ニ而仕立仕、同所今御地江直に舟□ニ
仕置候間、追て入津可仕候、左様御承知可ヒ成候

覚

一、御注文ツキタテ 沓ツ

代金沓両也相払召置候

十月六日

武富七太郎様

萬屋
次左衛門

No 4 「肥州伊万里ニ而

武富七太郎様

合芦屋

貴下要用入

閏二月

吉岡屋
孫兵衛

(前略) 然者此度態々御人被下誠ニ恐入奉り候、就而者右昨春焼物代殘金之義被仰越奉恐入候處、下拙義當春帰国仕候得とも、御存知之此節柄折津ぎ、弥以手元大不廻ニ相成、夫ニ付是迄之銀主手元今々以世話人咄合仕候得共相片付不申、此節者咄合寂中に而御座候、然處ニ御手元様御名代として御主人御出被下誠ニ恐入奉り候、夫ニ付未熟之私始一族中皆々折寄右□□之處段々御断申上候處、御聞届々被為遊誠ニ忝仕合ニ奉存上候、夫ニ付是迄当地銀主衆中之振合ヲ以御手元様之借用金之處いと申訳ニ而者無御座候得共、前文之通咄合寂中之事ゆへ、今志ばらく之所御用捨被成下候ハ者、咄合津々茂り次第ニ而者下拙一族内御手元様迄御沙汰可仕候間、乍恐左様御思召被為遊ヒ下候様以愚筆申上候、先者右之段荒々可申上候、余者佐七様御聞濟被為遊可ヒ下候、恐々謹言

閏二月廿一日

武富七太郎様

(追啓、省略)

吉岡屋
源兵衛

一族中

No 5 「いまり

武富七太郎

大急用

厩屋

安右衛門

從下関

No 6 「肥前今里

武富七太郎様

原屋
清右衛門

大急用注文書在中

さとう相添
從長赤間関

尚々申上候、乍鹿末黒砂糖老斤差送り候間、御笑納可ヒ下候、以上

一筆啓上仕候、(中略) 然者過ル二月九日仕出し候て、右之為替金之儀福一屋へ差送置申候、定而御入手被下候と奉存候、誠ニ段々より之御世話奉存候、扱又此度口金唐艸へ上々もの四通揃廿老人前揃、注文□形入もの宜敷御座候、尤極上之もの二者及不申、相応之上品御見計らひにて極々大急き二候間、相成文乍御面倒御はたらき被下、早々御仕出し奉待入候、実者去春失念仕居候代呂ものにて誠ニ火急之儀萬端御察ヒ下早々御願申上候、尚々皆々様へ茂宜敷様乍憚様御傳聲奉希上候、先者右御頼申上度早々如此御座候、恐々

謹言

三月九日

武富七太郎様

原屋
清右衛門

武富七太郎様

久□屋
與平

人々御中

No 7 「伊万里」

武富七太郎様

萬屋
治左衛門

△ 山鹿

(前略) 然者私事も仕入大延引ニ相成り候得とも、何連江戸駿河両仕切皆済

送り参り次第ニ無相違仕入ニ罷下り可申積りニ御座候、附而者御手元△借用

仕居候焼物代金少ニ而も此節さし送り度奉存候得共、何分江戸駿河両仕切金

送り不参内者○印手廻り不申、甚御氣之毒ニ奉存候得共今しばらく御延し可

ヒ下候、尚又喜右衛門儀も此節迄者婦宅ニ相成り不申大ニ心配仕居申候、同

人も何連近日之内ニ者帰国ニ相成り可申間毎日△相待居申候、同人婦宅ニ

相成候得ハ不遠内ニ者仕入ニ可参与其手当テ仕居申候、何分延引之所者幾重

ニも御用捨奉願上候、先者右之段御願申上度如此ニ御座候、早々、以上

一、乍末申上候、御注文ヒ下候江戸はつちぢッ、此度佐七殿便ニてさし送

り申候、御受取可ヒ下候、御母上さま御注文之博多織女帯之儀ハ何連下

り之節博多ニ而手当テ仕持下り可申候、左様御承知可ヒ下候、乍憚皆々

No 8 「肥前伊万里ニ而

様へ宜敷御傳聞奉頼上候。

閏二月十九日

萬屋
治左衛門

武富七太郎様

No 9 「堀はた

武富七太郎様

加納屋
和七

急用書

△ 極月十三日

△ 長崎

武富七太郎様

閏二月四日

久□屋
与平

(前略) 然ル処早速金子御送りに可申積り之所、当所御切手類多ク、何分金

操六ツケ敷御座候間、今式両式歩御送りに上申候間、御受取被遊可ヒ下候奉願

上候、残金之義ハ売場△早速送り出申候間、佐様御思召候仰付可ヒ下候、先

ハ右申上度、委敷義ハ嘉助殿△可申上候、以上

久□屋
与平

閏二月五日 筑前山鹿△

(前略) 然者此度儀三郎様之為替ニて金子拾両之辻取替申候間、此節掛屋与

七様方江送り金差支ニ付此手形△差向申候間、右手形ニ引替、前書之金子御

渡シ被下候様奉願上候、尤私此表ニて商内出来仕候へハ御取替置申候へ共、

此砌一向不景氣ニて商出来不申候故、無據送り金差支申候間、無間違手形ニ

引替御渡し可ヒ下候様、此段幾重ニ茂奉願上候、(下略)

極月十三日

加納屋
和七

武富七太郎様

No 10 「肥前伊萬里

武富七太郎様

金百両添利徳九便り以

河内屋
徳兵衛

三月五日

自伊予桜井

尚々御老母さま始メ御家内御店案中宜敷御傳言被下様奉願申候

利徳丸良助殿便以啓上仕候、追日暖氣相成候處、先以御家内様益御機嫌能被遊御座奉歡喜候、隨而野生無別義罷在候、乍憚御安意可ヒ下候、誠ニ先達長々御世話ニ相成難有仕合ニ奉存候、然者其節御恩借金子二月三日調達仕、定便相待候へとも大金之義槌成便りならて得不申送候、様々心配仕居候處折節中間内其御方角塗もの商内參上仕人有之候ニ付相頼候へとも、何様真道中、其上大金之義、乍氣之毒脇方へ頼呉候様被申ニ付、下関虎屋様迄持參被下相頼候へとも至而相断候故大延引仕候、亦早速持參被下様之人物下拙氣ニ入不申、槌成便りも無之、態々直人ヲ以虎屋様迄持參可仕之處、甚無人無其義、色々心配仕居處、利徳丸此度井の屋梅吉殿荷物積入ニ候由、右船ニ相頼候様被申、漸今日良助殿相頼、御約束之通金式朱百両壹封ニメ差送り候、着之御改御入手可被仰付候、夫ニ付出帆之御御頼申上置候松貞今送り金到着御入手被下候哉、亦外ニ中山屋大吉歟申人六七拾金貴家様江持參仕等ニ御座候間、持參次第御入手被下度、此人薩州川内与申處ニ罷下有之、遲參之難計候得共大半參上者無間違候間、何卒出合丈御受取置被下度奉頼上候、何分下拙手許百両延引之段前文之訳無便故不悉敷御取被下度、先者右御断之為愚筆以申上度如此ニ御座候、恐惶頓首

辰三月五日

河内や
徳兵衛

武富栄助様

追啓申上候、此度之荷物之内、注文物少々相渡し候處、反中なら茶、口金本皿中皿、月かげなら茶、緑笹其外系り方あしく甚困り入候、積返し之品も沢山罷在候へとも、此便二者間に合不申、後便ニ積返し候間、乍御氣毒左様御承引可ヒ下候

No 11 「いまり堀はた

七太郎様

用書入

升屋

兵吉

今筑岐志

尚々

一筆致啓上候、愈其後御家内様御揃益御勇勝可ヒ遊御座珍重奉賀候、隨而私無呉罷在居申候、乍憚御安意思召可ヒ下候、然ハ六次一件段々相調子申候處、言語ニ絶次第、持下り金漸半金ならて無御座候、尚又尊公様御送りヒ下候□之義預ケ置候様中段端々不行合點、得与吟味仕申候處、是又為替かり參候趣明白ニ相分り申候、何事も跡商売之謀ニて偽計、何共氣之毒千万之仕合ニ御座候、元来六次義ハ下拙共組合と申而ハ無之なれ共、親方□も之仕出しゆへ買入之義ハ一所ニ仕来候、尤少々他銀主も御座候ニ付□御銀主不殘御寄合ヒ下候而評定相決候ハ、彼地少々売預荷物并手形ホも御座候へハ□多分之金子不足ゆへいか、之訳ニ候哉、御銀主衆中不可案心□、大黒や幸右衛門殿彼地へ御上りニ付御同人に御頼、此方々も老人指立候様評定相決ニ

(分)
相成申候、先□□ハ有金たけ配分仕候様、いつれ彼地相調子之上文散ニも仕
申候様評定相決申候、且又居屋敷家財ホハ旅行中別格之通り預り申候、右之
仕合ニ御座候条、此段宜御聞濟ヒ下度、先配分金子別格目録之通指上申候、
御受取ヒ遊可ヒ下候、委細之義ハ卯左衛門殿御頼入候間、宜御聞通ヒ成下候
様奉願上候、先ハ御報申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

申三月十三日

升や兵吉

堀はた

七太郎様

覚

一元金八両 六次分

四ア通

此割符金三両武合

右之通御受取可ヒ下候、尤持下り正金分、代呂物之分ハ追々売捌次第指上
可申候、左様ニ御承知ヒ遊可ヒ下候、以上

三月十三日

きし

船頭中

七太郎様

No 12 「いまり

武富七太郎様

萬屋

治左衛門

貴下要用

十一月二日出

山鹿

一筆啓上仕候、冷氣ニ相成候得共、御家内様御揃益々御平安ニ被成御座奉大
賀候、然者御手元焼物代金借用之所、御勘定大延引ニ付再度御人ヲ立られ誠
ニ奉恐入候、早速送り金可仕之所、前度世話人ハ以書狀申上候通、江戸駿河
両所掛り合多分出來仕、国元銀主方へも少々不沙汰仕居候ニ付、世話人相頼、
先達而内々段々道附々咄合仕候所、此節漸々濟方ニ相成候間、近日之内御地
ニ仕入ニ罷下り可申積り、当銀主方へ相談仕候所御聞通りニ相成候得共、此
節○印手廻り兼急増ニ参り不申、当月末方ニ相成候半者少々廻り金も可有之
趣、右ニ付何程ニ而も金子出來次第第二一先其御地江罷下り、借用先一同ニ払
方仕、其上仕入可仕積りニ相決し申候、乍併前文之訳ヶ合御座候間、格別之
御勘弁ニ預り不申候而ハ難相成候条、宜敷御聞通可ヒ下候、何連不遠内罷下
り利□相立テ決算可仕候、誠ニ払方大延引ニ相成り候儀申訳ヶ次第も無之候
得共、実ニ不景氣ニ出合、大心配仕候事故、無是非御一同御無心申上候、尤
も商売筋之所者前之通り不相替仕入可仕積ニ御座候間、左様御承引可ヒ下候、
御地払方大延引ニ相成り候而も手元大不□合ニ成行無余儀延引仕候、何分御
勘弁を以今少々延引之所御用捨可ヒ下候、其内下拙罷出急度御算用可仕候、
此段宜敷御聞通可ヒ下候、右御断申上度如此ニ御座候、尚又国元世話人ハも
書狀さし上候間御一見可ヒ下候、先右申上度、早々

十一月二日

武富七太郎様

萬屋

治左衛門

No 13 「肥前伊萬里

武富七太郎様

神子嶋貞助

□□□中

④ 亥十一月四日出ス 今越後三條

①サマ

一筆啓上仕候、寒冷之御座候処、先以其表御家内様御揃被遊御座候奉察入候、随而当方ニも皆々無別糸罷居候間、乍憚御安意可ヒ下候、然者当春者段々御世話相成忝奉存候、何連来春御貴面之上ニ萬々御禮申上候、猶又去年買請申候之錦手木爪割へ四ッ揃不参之分当年御取揃被成候様被仰候得共、未タ入船不申候、甚下家ニも迷惑仕候間、何卒来春者無間違江御取揃置可ヒ下様奉頼上候、何連下拙来春正月十八日ニ出立仕候而、其御地江二月中ニ者無相違着仕候間、左様御承知可ヒ下候、乍末筆御家内様江宜敷御傳意之程奉頼上候、先者御禮旁々申上候、右之段如此御座候、早々以上

十一月四日出ス

武富七太郎様

中

神子嶋貞助

No 14

「肥前伊万里

武富七太郎様

貴下

釜津屋
嘉兵衛

①

四月卅日

一筆啓上仕候、(中略)然者其後手紙差出不申誠ニ御無礼仕申候、然處御借用仕申候金子甚々延引仕、大イニ気毒ニ奉存上候、大坂令罷歸り早速御地参上仕ル積り致置候へ共、無換儀つき伊豫の方罷出申候、能々廿日頃罷歸り申候、左様御承知可ヒ下候、猶又御地ニ参上仕事者同殿近々内ニ御地令御歸りニ相成申候様ニ承申候、同人御歸り相成申候へバ、此節之大坂市内一条咄合

仕度事々山々御座候故、同人御地相済御帰宅ヒ成候へバ早々参上仕申候間、何事右之金子御まちヒ成可ヒ下候、宜敷奉頼上候、何連懸御目萬々御咄申上候、先者此段如斯御座候

四月卅日

釜津屋
嘉兵衛

武富栄助様

何連当月来ニ者罷出申候間、其節迄金子御待ヒ成可ヒ下候、無間違御返済仕申候、左様御聞済可ヒ下候

No 15

「肥前伊万里堀端

武富七太郎様

要用書

櫛屋
茂七

七月四日出

白下関

(前略)然處先達而揃もの御送りヒ下千萬難有仕合奉存候、乍併去冬御座候分とは代呂もの不宜、尚又なら茶取分不出来ニ而甚困り入申候、直引ニ茂相成候哉、余り高直ニ而引合不申、尤代呂もの上出来ニ而候へバ少々高直ニ而よろしく候得共、何分不出来頼と困り入申候、直引六ヶ敷候ハ、積下し可申哉、急便より御知らせ可ヒ下候、先ハ右之段御懸合申上度如此御座候、早々以上

午七月廿三日

櫛屋
茂七
政蔵

武富七太郎様

No 16 「いまり下町にて

武富七太郎様

尊下

塩屋
傳四郎

卯月二日認 あしやより

源助殿下り二付一筆啓上仕候、(中略)次私共滞留之節ハ大ニ預御世話ニ忝
存居申候、然ハ脇田浦半次郎殿事、三月廿七日勘□□態々指立可申之處、幸
折能居合、貴面致候而段々相掛合候處、外々江も少々不足銀有之候様子、夫
ニ付テハ山鹿表魚彦殿江御頼有之、此家同人共旦那有之候、同家今受取誤
レ候と被申候ニ付、勘藏歸り立寄可申候處、旦那留主中ニ而翌日私宅江金子
持参仕候處、段々外方行一同ニ壱封仕持参り、万治殿手元迄指贈候都合ニ致
有之間、又々其儘差返し、何連ニ相成候とも金子堀七殿手元迄相届キ候へハ
宜敷事ニ候へハ、魚彦今いまり表万治殿迄早便ニ御贈ヒ成下候様申談置候、
寂早相届キと奉存候間、一寸御知らせ申上候、先ハ右用事如此ニ御座候、早
々頓首

四月二日夕

武富七太郎様

塩屋
傳四郎

上 尚々金子相届キ候以上ハ万治殿合封切、夫々御配当ニ相成候と奉存候、以

No 17 「肥前今里堀端

武富七太郎様

松山六兵衛

注文大急用

八月十四日発 從近江日野町

一筆啓上仕候、秋冷之砌ニ御座候處、先以其御地御家内様御揃益々御勇健可
成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者当年者小生義茂□□下向不致、手代共遣候處、
如何之義御座候哉大いに賈縁薄、御□□殘懷不少候、扱亦近頃御面倒之義
ニ御座候得共、無撓方より之相参りニ付御頼申上候、卯年中貴家様ニ而桂詰
かし蓋廿五入壺□、如图 此通ニ而蓋之上丸紋之中松竹梅之三ツ紋ニ御
座候、右之買入致、当地ニ而夫々売捌キ之趣、右御役所向江上り居、此度夫
と同様之品拵へ差上可申旨ヒ仰付、無撓此段御頼申上候、定めし御地ニ而手
本残り歟、亦者其年之御仕入先金元御吟味ヒ下候ハ、大概相別り可申哉ニ奉
存候間、此段別而御頼ミ申上候、何卒〳〵御面倒様ながら急々御焼セヒ下候
様伏而奉願上候、尤も数廿ニ而も三十二而も宜敷候間、何卒〳〵急々御仕立
ヒ下候様伏而奉願上候、若し亦片も不分出来方も六ツケ敷候ハ、幸便ニ其向
御返事ヒ下度奉存候、何条御配慮ヒ下、出来候ハ、誠ニ以難有仕合奉存候、
当方茂外方なれ者宜敷候得共、御役所向之事故、拵難義申立候而者大いに心
配仕候間、何卒〳〵此段御推量ヒ下、乍自由急々御仕立之□伏而奉願上候、
先者右御願迄如是御座候、恐惶謹言

八月十四日

江州日野
松山和七判

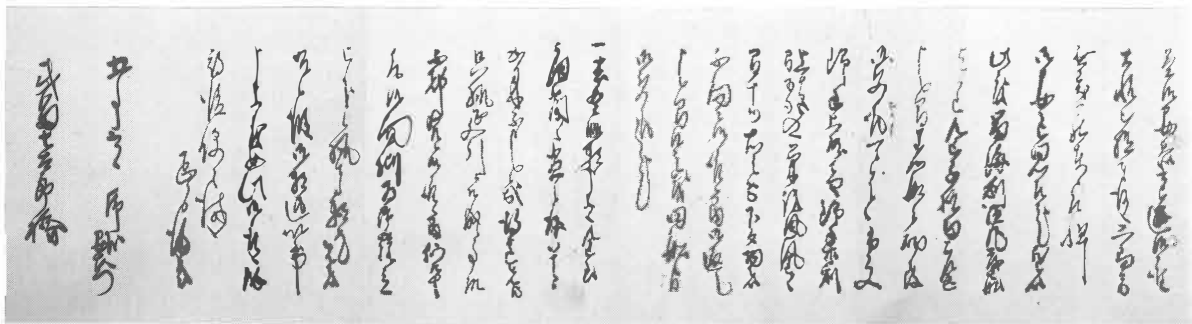
武富七太郎様

貴下

尚々、御返事ヒ下候砌ニ者、紀州連中様歟、筑前連中様之内急便御座候ハ
、夫江御返事可ヒ下候、若し亦思ハ敷幸便無之候ハ、大町飛脚□□□□
向ケ、左之通御した、め可ヒ下候

大坂土佐堀式丁め

20



下関厩屋安右衛門伊万里武富七太郎宛の書状 (No19)

No 20

武富七太郎様

「イマ里ニ而

武富七太郎様 台阿しや

早序 要用

八月廿八日 吉岡屋源兵衛

尚、七助様今御老人様江茂
乍恐宜敷御傳聞被為遊可ヒ下
候

以愚筆申上候、追々寒冷之趣御座
候處、其御地御家内様益々御安康
ニ可ヒ遊御座恐悦至極ニ奉存上候、
次ニ下拙義茂不相変無異罷在居申
候間、乍憚御休意思召可ヒ遊可ヒ
下候、然者先達而者御兩人様遠慮
之處ニ御出被下誠ニ御苦勞様ニ奉
存上候、就而者右割符金之處末々
割方ニ相成不申、尤諸道具私物懸
方頃日世話人より里取立取中ニ御座
候、壳残り物茂相調子見候得者沢
山ニ御座候、何連近々之内ニ皆々
売払金子調達仕候迄ニ而、右割符
御座候間、毎度申兼候得共、今少

シ之處御用捨為ヒ遊可ヒ下候様具々も奉頼上候、割符出来次第ニ早々金子御
持参可仕候間□□も夫迄之處御用拾偏ニ奉希上候、尚又下拙義茂無油断世話
人之處ニ懸合仕置候間、乍恐左様御承知為ヒ遊可ヒ下候、下拙義茂只今之□
□ニ仕候而者立行がたく候間、何連成共焼物商売ニ取付度存念ニ御座候間、
何分共御尊公様以御影々御引立之程偏ニ御頼申上候、先者以愚筆御見□如此
御座候、恐々謹言

八月廿九日

武富七太郎様

吉岡屋

源兵衛

No 21

「肥前伊万里

武富七太郎様

原屋

清右衛門判

急当用

七月廿四日出し

從赤間関

a (前失) 強く御座候處、先ハ其御地御家内様益御堅勝ニ可ヒ成御座珍重之
御儀ニ奉存候、然ハ先日天神丸々、^(昨)作年御頼申置候組もの、直段御方御取
計ニて、急出来可ヒ下候様御願申上越候間、若来々天神丸着船不致候ハ者、
右品早々御調送り可ヒ下候様、御繁用之中江乍御面倒奉願上候、先者右御
見舞旁以書中を御頼申上度早々如斯御座候、恐惶謹言

午七月廿四日

武富七太郎様

原屋

清右衛門判

尚々申上候、天神丸々書状取込相認候ニ付若相わかり(後失)

b (前失) 仕候處、直段私方江取計具候様との儀ニ付、甚々困り居申候間、

先達而七兩位迄出来之御方様江手紙差上候處、今以出来不出来之何之義茂無之、寂早出来候ハ、急便ヒ下御送り可ヒ下候、代金之儀ハ為替なり共御都合よろしく被仰聞可ヒ下候、若又未タ出来無之候ハ者何卒急々御調へ送り可ヒ下候、尚又直段之儀者宜敷御取計可ヒ下候、何分火急入用ニ付此段奉願上候、折節取込失礼御高免可ヒ下候、早々以上

午七月十四日

原屋

武富七太郎様

清右衛門

No 22 「いまり不りはた

武富七太郎様

合阿しや

金子拾両相添

メ正月九日

せきや甚次郎

(不り七廿一日行)

新春之御吉□不可有休□御□重疊目出度申納候、先以其御表御家内皆々様御揃益御機嫌能ヒ遊御□歳御座珍重之御儀奉賀上候、次ニ拙家無異儀加年仕候、乍憚様御休意御思召可ヒ下候、然ハ旧冬ハ罷出御世話ニ相成難有仕合奉存上候、且又旧冬勘定残り早速差送り可申上之處甚以延引ニ相成、則此度平次郎殿便りニ拾両也差送り申候間、改御受取御帳済可ヒ下候、先者右年始之御祝詞申上度如此ニ御座候、期猶永日之時候、恐々謹言

せき屋甚次郎

武富七太郎様

堀七様

播磨届勘三郎

金拾四両添ル

メ 從越後新潟

越前屋新吉殿幸便ニ付一筆啓上仕候、(中略)然者当春中滞留之節ハ段々御厚情ニ相成忝奉存候、其節残金之分早速差登可申筈ニ御座候處、幸便茂無之甚延引仕候、此度新吉殿へ金拾四両誂へ差上候間、着之節御改御請取可ヒ下候、

一、前廣御注文申上候間、左之品々御用意ヒ下度候、錦手上物并下タ物類大分買入仕度間、何卒格好之品御見計御囲置ヒ下度深々御頼申上候、私義ハ来正月二日出立仕罷登り可申候間、何分とも宜敷御計ヒ下度奉希上候、乍末書御家内皆々様へ宜御傳言ヒ下度、尚以後便可申上如斯ニ御座候、以上
十月十五日

播磨屋勘三郎

堀七様

No 24 「於肥前伊万里ニ

武富茂十郎様

若まつや
庄三郎

金子三拾五両包巻ツ相添

メ 從讃嘉丸亀

No 23 「肥前今里ニ而

尚々、御尊母方様へも宜敷御傳言奉願上候

傳作殿便りニ一筆啓上仕候、先以大暑之節ニ相成候處、其御地御家内様御儀益々御勇健ニ可ヒ成御座奉大賀候、随而当方下拙儀無別条当国商行仕居候へとも、来々人氣立直り不申甚不景行ニて一向商内ニ相成不申候。乍憚左要御承知可ヒ下候、扱又借用金子之義比合も参り筈ニ申合セ置候へとも如何儀哉与奉存候節、此度今印之金子手廻し候処ニ三拾五両□指送り申候、尤来月入方ニ飛脚便ニて兵庫合金子送り可申筈ニ御座候間、乍御面倒様夫□御入手可ヒ下候、其内比合参り候ハ、御手元分相成候節者龜源殿ニ御渡し置可ヒ下候、書入手形ハ下拙下り候節ニ受取可申候、先者各之趣申上度如斯御座候、恐々謹言

六月十五日

武富茂十郎様

若まつや

庄三郎

No 25 「肥前伊万里

武富茂十様

田中屋

忠兵衛

急用参人々御中

メ阿じ路包上下入沓包添 自大坂」

横尾茂兵衛様便りニ一筆啓上仕候、未々余寒難去御座候得共、御家内様愈々御安泰可ヒ成御座奉賀候、然ハ御注文之上下沓具同人様江指送り申候間、着之砌御受取可ヒ下候、余ハ後便ニ追々可申上候、先ハ取込以乱筆申入度、早々頓首

二月五日

武富茂十様

田中屋

忠兵衛

覚

一拵ごやち、婦

小紋上下沓具

メ右御受取可ヒ下候

(午春富山屋庄平合田中屋忠兵衛宛「御仕切覚」ニ通其他を同封するも、略之)

No 26

「肥前伊万里堀畑ニ而

摂州

武富茂十郎様

兵庫合

早便り金子五拾四両貳歩入沓包相添申候

メ午七月十一日認メ 堺屋孫右衛門」

長崎飛脚便ニ一筆啓上仕候、先以時分から未々残暑之砌ニ御座候處、御家内様益々御機嫌能被遊御座珍重之御儀奉存候、然ハ此度飛脚合筑前若松屋庄三郎殿仕切金五拾四両貳歩差送り候間、同人殿御入帳可被下候、先ハ右之段申上度如此御座候、恐惶謹言

午七月十一日

堺屋孫右衛門

武富茂十郎様

No 27

「伊万里ニ而

武富栄助様

蛭子屋

彦兵衛

尊下

メ三月十一日出

田中屋彦兵衛様便りニ啓上仕候、先以春暖相募居申候處、御家内様益々御勇健可ヒ遊御座候奉大賀候、次ニ爰元無異ニ罷在居申候間、乍憚御休意思召可ヒ下候、然者私義先月より眼病為仕上之当国須惠目醫方へ罷越、漸々昨今引取申候、右ニ付久々御出来も不申上失礼御免可ヒ下候、然ルニ御地へ仕入罷越候義者四月ニ可相成、当辺銀主何連○印不底困入居申候、自然来月下り延引ニ及候得者、借用申上候金子送りに可仕候、委細者田彦様へ委敷相咄置申候、宜敷御聞得可ヒ下候、先者以愚札荒々如斯ニ御座揃、已上

三月十一日

蛭子屋
彦兵衛

武富榮助様

No 28

「肥前伊万里

田中屋

武富榮助様

忠兵衛

無□急要用

七月廿日

同封

封金五拾兩添
久徳殿手形在中

従大坂

ホリ七殿行

一翰啓上仕候、未残暑強御座候處、御□堂様愈々御□□可ヒ成御座奉賀寿候、二ニ野子儀無異罷在、先六月国元出航、漸々当七日ニ登坂仕候、乍慮外御安意可ヒ下候、就而者御地滞留中種々御□□ニ相成、尚又貴雅ニも其比御病中ニ而染々不得貴意失敬勝ニ而帰国仕、其后御尋門も相怠り失礼奉背本意候、追々噂承り申候處、日増御全快与承知仕、乍蔭大悦ニ奉存候、扱送り金彼是延引仕候、此辺も商売向大詰り○印大廻り困り入事ニ御座候、此度飛脚江

様ヲ向ケ金五拾兩并久為殿渡り金拾壹兩式朱之手形指送り申候、右手形之義ハ着早々先方江御言附可ヒ下候、別紙之通り利足相加江御受取可ヒ下候、且久太殿渡り為替金三拾兩当地ニ而約束仕置候得共、先方今日手形出来兼、今日飛脚之間ニ合不申候間、跡飛脚来ル八日出ニ指下シ可申候、左様御承知可ヒ下候、上方も兎角時節柄之□□解不申候、殊ニ仕組荷沢山、委細ハ△様書狀ニ而御承知可ヒ下候、併シ順氣宜、米杯も日増下落、追々ハ人氣も引立可申候、先ハ御見舞旁以書中申入度、急便取紛文略御仁免可ヒ下候、乍未筆御家内皆々様江御傳達宜頼上候、早々頓首

七月廿六日

田中屋
忠兵衛

武富榮助様

七助様

覚

一封金五拾兩 但式朱金壹包

一手形金拾壹兩式朱

外ニ先方今月壹部半之利足御受取可ヒ下候

右之通受取可ヒ下候、以上

No 29

「肥前伊万里

いよ桜井

武富榮助様

林や陸蔵

参ル尊報

霜月九日出ス

筑前博多より

貴墨忝拝見仕候、如仰寒氣強御座候處、先以其御表御家内様益々御機嫌能ヒ

遊御座奉歡悅候、然ハ此度九兵衛様善助様御兩人御越ヒ下甚氣ノ毒次第奉存候、拟当夏之比残金之處差送候等ニ奉存候所、商売方甚以不印御座候故不能事延引之段真平ノ御光免可ヒ下候、且又此度御兩人御越ヒ相成候而ハ早速差送り候等奉存候ヘハ、漸々先月廿九日博多湊ヘ入津仕而荷物壳捌取中故、改算所ニも不能、其□先内金ト而金五兩差送候間御入帳成置ヒ下度此段奉頼上候、何連当冬中ニハ得貴願度奉存候旨ニ奉存候、乍此上何角御引廻偏ニ奉頼上候、委細之儀ハ御兩人様御聞取可ヒ下候、まづハ取急候間以愚札早々如此御座候、恐々頓首

霜月九日

林や陸藏

武富栄助様

No 30

一筆啓上仕候、向暑之御御座候處、先以其御表御家内様益御勝勇可被遊御座奏賀寿候、随而下拙義無滞障四月廿七日大坂着仕候、乍憚御安慮思召可被下候、然者入札物代金先月頃下金当心組居申候處、未送參不申候間、勿論売場春以来一入不景氣と承り、大阪御屋敷□少々成共荷物相捌、為替金拝借仕、各様方へ納金可致心組ニ而、兵庫藏江荷物揚ケ置候處、他所行荷物大坂ニ而市壳不相叶旨被申候故、無提此地ニ而金子間ニ合不申、及延引□面之至ニ御座候、何分下拙急ニ下金可仕候間、右始末御推察被下、不惡御高免可被成下奉頼上候、且又輕龜之煎茶棚贈進仕候間、御受納被成下度奉頼上候、先右御願旁以愚札如此御座候、謹言

五月四日

吉野屋

武富栄助様

儀七

No 31

「肥前伊萬里

(ママ)
富永栄助様

布屋忠吉

貴下用書

十一月朔日

(判)
田邊 自越後新潟

(前略) 当年者下代店者藤松と申者差登セ可申上候間、何分御地始而、様子柄も相□□兼而候間、萬端宜敷御添見ヒ成下度候、且御店様御借用仕置候金子之義、先達而中大村船江為替取組遣し候間、定而御請取ニも相成候と奉存候、尚不足金等之義者下代藤松御勘定可申上候、又候不足金等も御座候得者宜敷奉希候、且入用品物之義も直段精々御働ヒ下、越後上向下々物御召出申御亮□□ヒ下度は又奉頼上候、右申上度早々如此御座候、□□御家内皆々様奉希候、頓首

十一月朔日

布屋忠吉判

富永栄助様

No 32

「於肥前伊萬里

野田屋

武富栄助様

永次郎

尊下要用

筑前阿しや

幸便ニ一筆啓上仕候、弥御壯健奉賀候、然ハ先達而者七助様御出来被下、太イニ御苦勞ニ奉存上候、扱此節吉儀様御下リニ付宜敷便故金子さし送り申上度存念ニ御座候得ども、未タ秋半故御年貢さい中ニ而在方之掛取立出来不申候間、此度迄ハ金子出来兼申候、何連来月半過なら而ハ掛取立出来間敷候間、

此段御推量なし可ヒ下候、且又其内ニも宜敷便り御座候得ハ、急々掛取寄、少々而も指送り可申上候、いづ連者私罷下り萬々御咄し可申上候、先ハ右之段御志らせ申上度、早々如此御座候、恐々謹言

九月廿八日

野田屋

永次郎

(栄)
武富永助様

No 33

「竹富栄助様

大急用書

才谷屋
治兵衛

亥九月廿八日 才土郎

一筆啓上仕候、寒氣之砌ニ御座候處、先以其御表御家内様可遊御揃益々御勇健ニ目出度珍重之御儀ニ奉存候、然ハ先達而下候節ハ明々大井ニ御世話被仰付難有奉存候、且亦私義来月十日朝ニ者出足仕候間、尺三寸鉢下物御残し置可ヒ下候、宜敷御頼ミ申上候、返ス〳〵茂無間違様尚々奉希上候、先ハ取紛右御頼ミ申上度〳〵ニ如此御座候、恐々謹言

亥九月廿八日

竹富栄助様

才谷屋
治兵衛

No 34

「武富栄次郎様

貴下

蛭子屋
彦兵衛

源左衛門便り一筆啓上仕候、先以暖氣之砌ニ相成候處、其御地御家内皆々様益御勇健可ヒ遊御座候奉大賀候、次ニ下拙義も無異儀罷在居申候間、乍憚御休意思召可ヒ下候、然ハ昨年勘定不足之儀、未タ送り金も不仕、誠ニ御氣之毒千萬ニ奉存候、此度者源左衛門参り候得と母、当年より同人者別仕入ニ而相分り不申、併私義も遠からず内罷出可申積りニ御座候、何連其節御目ニ懸り御勘定可仕候、先者右申上度如斯ニ御座候、頓首

五月八日

武富永次郎様

蛭子屋
彦兵衛

No 35

「至伊萬里

武富茂十郎様

山下辰十

要用封印

封金五拾四両貳步入副 大町より

残暑未退御座候處、〳〵御安剛可ヒ成御暮珍重御儀奉存上候、然者当節封金并書状到来仕、則為持差送り申候間、慥ニ御落手可ヒ成候、尤賃錢大坂〴大町迄正銀拾六匁三分五厘有之、大町〴御当所迄七匁、〴て貳拾三匁三分五厘、右之通此人へ御渡し可ヒ成下候、先者右之段為申上、早々以上

七月廿六日

山下辰十

武富様

但し沓包ニ〴封
一封金五拾四両貳步也
并副状沓封

No 36

(前失)々々と理含仕、他之品も注文仕候而替替可申様引合置申候間、何連後便出来次第御送可申上候、一、兼而御咄し申上置候くわし鉢兵庫表ニ而承り申候處、最早品遠ニ積下しニ相成居申候由残念存候へ共致方無之候、併し同伯父共何角定而御談事可仕与遠察仕候、其談合通御計ひ被下奉頼上候、本文ニも申上候通、此節大坂表者別当所居印送荷之外ハ、他国今之送荷物者屋敷ニ而相捌きニ成不申候間候間、若又伯父談合大坂ニ而売捌不申都合相成居申候ハ、大坂行荷物は迄之通ニして町名前、又ハ陶器荷物ニ而も宜敷様、都合〇様へ御談事被成御送、都合片時(後失)

No 37

上物方

奈良茶(一〇・七 cm)

此所内外口金之づ

本皿(径一四・四 cm)

手抄(径九・〇 cm)

指身(径二〇・五 cm)

右之通七通物

唐花詰形入口金大沢山奈良茶ふた糸敷惣金
極上物上金ニ而御附可ヒ下候

右之通七通り物

唐花詰丸ニメ形入なし尤口金附片之義大沢山
奈良茶ふた糸敷惣金

但し丸之品々何連之細工人ニても本皿浅ク

候間、此分本皿少しふかく奉頼上候

ナラチャ(径一〇・六 cm)

コサラ(径一〇・五 cm)

ホンザラ(径一四・三 cm)

ホンザラノゾキ(径五・〇 cm)

右之通六通物

外二

口金当り前ヨリ沢山ニメ式通

右之通六通り物

外二

素書唐花絵染付式通

外二

一金書松竹梅へ

六通ニ而も七通ニ而

尤直段かつこう之物御座候ハ、御御買入

置可ヒ下候

No 38

陶器送り記

防州平尾蒲

栄福丸仁太郎船

⑤印三号 拵取合

式拾六提

此分三拾五俵ニメ

No 39

一筆啓上仕候、其御地御家内様益御堅勝可被遊御座珍重奉存候、然者六次郎様一件言語ニ絶候趣被仰聞候得共、私議茂内々之亘者存不申候處、素り貴公

様之買入与申、右組物之儀も来年迄者相待具候様御相談被遊、其代り少し之損失も相懸不申候様堅被申聞候處、右之咄ニ而者其氣之毒ニ者奉存上候得共、唯今之商売少シ之利ヲ得候得者、何分右書面之通ニ而者難得御相談候故、右ア通之金預不申候様御咄仕候得共、幸ハ様被仰聞候様者、何連兵吉様御下向之節者万端御會セ、如何と成共成行候故、先以三兩式合之処者預り置具候様御咄被遊候故、先以三兩式合預り置申候、少々之事ニ而御座候得者左様不申上候故、得与御推量被遊可被下候、申上度事ハ段々御座候得共、愚筆故荒辻申上候、何事茂御下向之上御語可申候、先者御見廻旁期後日之時候、恐惶謹言

五月廿一日

筑前

升屋兵吉様

堀端

七太郎

No 40

「至伊万里堀端

有田大樽口

栄助様

龜次良
丑松

專要用

一筆啓上仕候、(中略)然ハ終々御見舞も不申上疎遠之至御座候處、節角跡釜之儀、前登拾番半間借受心配仕罷在候處、此地少々取替ホを以先達焼物積入申候處、三ア利足附彼は損氣立ニ有之、及聞候處、御尊所様ハ金子差出ヒ成候由承、就而ハ此節焼物勿論貴所様可差上奉存候条、何卒金拾兩御借ヒ下間敷哉御相談申上候、左候得ハ此地取替之儀ハ右之次第二付何分行届兼而已出来立候条、御相談之程奉頼上候、猶委細之儀ハ此人申含遣候二付文略仕候、宜御聞取可ヒ下候、先ハ右愚筆を以如是御座候、以上

三月廿四日

No 41

「到イマリ堀端

從上幸平山

武富栄助様

牟田判助

御内要用

乍書中ニ而御座候處、此節中樽登火入ニ付而、中樽藤市殿釜半軒積入之約定ニ而御座候處、右ニ付而私之方へ相談ニ相成候ニ付而ハ、先達而も御噂申上置候通ニ而、何卒半軒ニ当金拾兩丈御取替置ヒ成下度様御相談申上候、併年内之儀ハ其内金五六兩丈ケ之処御恩借ヒ成下度、此段御相談申上候、就而ハ右之訳合ニ付而ハ此地平太郎殿恒三郎殿ヒ罷越居候故、右人よりも御聞合見ヒ成下候而宜御座候故、尚亦委細之儀ハ私より万端取計差出可申候處、右御相談之次第宜御聞済ヒ成下候而、御恩借之儀深々御頼申上候、委細ハ御面上之上御咄可申上候、以上

十二月廿七日

No 42

「到イマリ堀端

從上幸平山

武富栄助様

牟田判助

御内要用

先日者御出ヒ成候得とも別而大形之至御座候處、就而ハ其砌釜祝として南鍬沓片ヒ遣候付而ハ、其御元様御取替ヒ成釜焼中御馳走ニ相成忝仕合之御儀ニ奉存上候、左付而ハ前登へ中樽登より間釜借り請之申談、内輪相極り居候處、忠左衛門殿取替之儀金拾兩丈之儀此者ニ而御恩借ヒ成下度様、此段宜御願申上候、外ニ繪葉大極上沓斤御恩借ヒ成下度深々御頼申上候、委細ハ尚亦近日之内期面顔万端得与御物語可申上候、先ハ右御相談之儀深々奉頼上候、以上

四月廿五日

No 43

「到イマリ堀端ニ

武富栄助様

従上幸平山

川浪平太郎

御内要用

所々洪水ニ而御座候由奉驚入候、其御地ニ而ハ無御故障珍重之御儀奉存上候、然者此地釜方殊之外忙敷相成居候處、何卒此者ニ而金拾両丈ケ御恩借ヒ成下候様、此段宜御相談申上候、先者いつ連其内期高顔万端御咄可申上候、先ハ右御相談迄如斯ニ御座候、以上

三月十八日

No 44

從吉田山致啓上候、然者今五日弓野山武兵衛殿より使之人罷越申聞候者、平日之釜之義者三兩取替ニ而押々火入相整候得共、物前之義ニ而何分三兩丈ニ而仕廻方不行届ニ付、凡出高六兩丈御取替ヒ下候様ヒ申越候趣之處、約定前之分三兩与物前弘之老兩を借り面ニメ御遣ヒ成、其内方年賦弘不足金式アト式朱計之釜手形□□之義も御引留ヒ成候趣ニ而、旁ニ付、此節之火入來ル八日ニ相定リ、私老人不捌ニ而火入難行届ニ付、当物前老兩成込之義者向釜下釜老軒積込相渡し可申趣、猶又右式ア式朱計之處者六月釜ニ而皆済無滞御引合可致ニ付、此節者初而之處難渋ケ間敷御相談ニ御座候得共、物前之儀ニ付色々仕廻方不行届ニ付、何卒右之通私ハ御相談申上候様、以來之義ハ随分三兩宛ニ而何角無ニメ焼立遣し可申趣、態々吉田山江申越候振合ニ御座候得ハ、能々之義与相見、火急之火入ニ付而者積後ニも相成候而も氣之毒ニ御座候間、初発ハ如何敷可ヒ思召候得共、此節之儀者御聞済ヒ成下、相談通

御取替ヒ下候様尚又私ハも呉々□□候、委細者使ハ申含メ可ヒ越候間、得与

御承知可ヒ下候、先以此段為御相談如是御座候、以上

五月五日

啓助

七太郎様

No 45

「武富七太郎様

急要用

満岡啓助

弥御堅勝ヒ成御座珍重存候、然者弓野山武兵衛釜之儀、段々差詰候處、渡シ切ニ可仕趣申聞、尤近日茂十様釜揚御越之上、猶又御相談之筋も御座候由ヒ申聞候、私ニも近日罷帰申候、委細ハ□□御面上可□□話候、以上

八月十八日

□□而、趣次第ニハ弓野釜上迄ハ同所可罷在哉も難計、其砌ハ私ニも茂十様出合咄合可仕候、以上

No 46

「武富七太郎様

武富 茂十様

急要用

満岡啓助

從小田志山致啓上候、先日者早目御帰ヒ成候哉□□奉存候、然者其砌御相談ヒ下候武助焼物之儀、幸吉殿何分銀換出来兼候ニ付取扱之儀致破談呉候様申來、就而者焼物之儀当節者早岐其外へも売方可ヒ致候得共、何連之道伊万里取合相離候而者職業不行届、跡釜取替ホ之儀も何連伊万里ならで出来立不申、御覽之通焼物之儀者大極上々吉ニ出来立居候ニ付、何卒貴公様御買入ヒ下、跡釜取替ホ之儀小右衛門方を以御相談申上候間、何卒御買入可ヒ下候、幸吉

殿より者先達而る脇方へ売り候様被申置候得共、先日も御□氣之毒ニ奉存、取扱候得共承引無之ニ付而者致方無之、依之右為御相談態与差越候間、宜御仰談御買入ヒ下候様具々も奉願候、此段為御頼如此御座候、以上

七月廿七日

No 47 「武富七太郎様

同 茂十様

満岡啓助

以手昏得御意候、弥御堅勝ヒ成御座珍重奉存候、然ハ近来御相談申上兼候得共、寅之助金式アニ而預ケ置候絵葉何卒御かし可ヒ下候、右者向釜用摺り置度御座候間、代錢之儀ハ正月焼物ニ而弘方可仕候間、何卒此節之儀奉頼候、先以為御相談如是御座候、以上

十二月十四日

No 48 「武富七太郎様

尊下急用

満岡啓助
樋口部助

a 七太郎様

嘉助 一件之談合、先達而茂十様御越之折、
部助

嘉助 一件之談合、先達而茂十様御越之折、メル處六匁之仕入被差出、焼物者拾金丈焼立被相渡候様相成居ニ付、嘉助右金三辻式両式歩御借渡被下様御談被致候由ニ而御座候處、是又茂十様御出達ニ付御帰宿迄ハ猶豫仕候様被仰聞趣ニ御座候得共、何分も内證方差支、此上差延被申候様無之趣ニ御座候条、何卒右式両式歩此者江無間違様深々奉頼上候、連々もつれ合候末ニ付而ハ、此節間違ホ仕通りニ者私共何角申候様無之候条、御推察ヒ下旁宜奉頼上候、以上

八月十一日

b 七太郎様

浅次郎内

覚

一、白綿 半斤

右之通り御借可ヒ下候、若御持合無御座候半者御求メ御遣可被下候、代錢之儀ハ此かま揚焼物ニメ差上可申間、右宜敷奉頼上候、先日茂十様江者家内ハ申上被置由ニメ御座候得共御出達ニ御座候、貴所様無間違様御求御借渡可被下候、右之段猶又深重奉頼上候、已上

八月十一日

c 七太郎様

部助

懇与以愚札啓上仕候、不メ之□ニ而御座候得共、弥御堅固可被成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者先達而茂十様御越之節浅次郎御問合之一件、手を尽申談、メル所式拾金仕入ニ而、外二度払且又利付金ホ御当借被下、右之訳を以此節ハ廣東なら茶斗り焼立被申通り談合相決、其砌利足付等之金子ハ被相渡、残り仕入前四両并度割払金三両丈、メ七両ハ焼物等下り□□□小右衛門を以浅次郎御相談被致趣ニ而候處、近日茂十様御留主ニ付、御帰宿之上御借渡被下旨被仰聞由、委細御尤ニ奉存候、乍併右浅次郎ニも地行差責り候上、此節釜塗替被致候處、弥ヶ上之難決之趣ニ付而、何連ニも差延被申候様無之模様ニ御座候条、何卒前断金七両丈此者江御借渡可被下候、当節者平□之直談ニ者格別乍小身不弁之我々請人ニ相立、焼物之儀者是迄之通り違約無之、廣東なら茶斗り仕立候通り、一際格段之決約ニ前急度向後相改ヒ申候様相成居行懸り御座候ニ付而ハ、御仕急茂可被成御座候得共、是非右金數無間違様深々奉頼上候、兼而御聞及をも被為御座候哉、縁反なら茶其外手替りものホ焼方仕候与廣東もの仕立候弁利ハ過分ニ相連仕候得共、只今之通りニ而ハ浅次郎ニも不宜、其御方様ニも潤之支与ハ不存候ニ付、前断之通り我々ニも手

No 49 「丑十一月廿一日

勘定書 式紙入 多つみや

啓助

a

丑春老番船式番船焼物代不足
一銀三百三匁八分九厘

内

銀式拾五匁五分

右者弓野山米藏預老紙

同五拾老匁

右同断、盆前払

同式百五拾匁

右者絵葉五斤二而引合

差引 三百式拾六匁五分

過上銀式拾式匁六分老厘

右者三番船焼物代二立

ヲ尽置候行方ニ御座候、右ニ付浅次郎も私共相款呉候様只管申事ニ御座候条、便卒無間違様呉、奉頼上候、尤茂十様右之細碎御申談ニ相成居不申振り合に御座候得者致方無御座候、其砌ハ何日共ニ茂十様御歸り被成候哉可ヒ仰聞可被下候、右申上度辻不碎なから以愚札早々如此御座候、已上

八月六日

追而、本文之通り金数七両丈無間違様御借可被下候、左無御座ニ付而ハ御互ニ不宜与急推仕居、乍憚押而御相談仕候

月 日

丑十一月廿二日
七太郎殿

啓助

b

式百八拾匁替 一 金書尺式寸瑠璃鉢 式枚

四拾八匁 一 錦手盃洗 九枚 内中三ツ

三百八拾八匁八分

メ九百四拾八匁八分

二匁七分 銀ニメ百八匁老分九厘

一 錦手青外濃丸中并 廿一

二匁老分 七拾七匁七分

一 同菱割ヘ高臺中并 三十三

拾式匁 百式匁三分

一 青磁鳳凰ヘ三ツ与并 八組

老匁六分 九拾六匁

一 金書詩ヘ湯吞 五十老

八拾老匁六分

合銀四百六拾五匁七分九厘

内

銀四拾六匁五分七厘九

右者老割引

同式拾式匁六分老厘

右者老番船式番船焼物代過上

同五拾老匁

右者弓野山藤兵衛預
同拾四匁

右者遠目鑑 壹ツ

差引ノ百三拾四匁分八厘九厘
残銀三百三拾壹匁六分壹毛

丑十一月廿二日

七太郎殿

啓助

a 覽

(万延元)申正月棚揚焼物代銀
一金千三百八拾四兩貳步也
未年冬売込之焼物代銀

血山入金并ニ取替迄入テ
一同百九拾七兩也

申初山釜正金
一同貳百兩也 但シ古借ホ引退
一同百兩也

一同拾八兩貳步也
右者銀札正錢并ニ小遣イ金入テ
ノ金千九百兩之辻

右之高、申正月棚揚之上 小子相預ル
文久三年亥十月十一日

一正金貳百拾壹兩也

一慶長判五兩也

一同老步判壹兩貳步也

一文判拾六兩也
右者八村天神馬神大吉五合入テ

一文老步壹兩也

一文判保判三兩也

b

元手金引讓候高
安政七年申正月
一金千九百兩

一同貳百五拾六兩

一同百五拾兩 田地代、新米五拾匁也

一同拾三兩 八村其外

一同六兩貳步 慶長金

一同四兩 新文古金

一同四兩 文半保半

一甲州金 六ツ

ノ金貳千三百三拾五兩
右之通相渡可申候、以上

文久三亥十月

熊助殿

栄助

c

焼物高金
一金千三百八拾四兩貳ア

年内売込之焼物代取揃

一同百九拾七両

山許入金并ニ取替迄入テ

一同式百両 但し古借之分者引退、新ニ相改候丈相譲ル

申正月朔山行

一同百両 正金

一同拾八両式歩 又遣し

金千九百〇両ニ成ル

文久三亥十月

一正金貳百廿一両

一六両貳歩 慶長金

一拾三両 八村九村其外

一四両 文半保半

一甲州金 六ツ

一百五拾両 米五拾俵

一同四両 文印古金

No 51 文久貳年戌 老ヶ年分

亥五月

一金千五百両 焼物代有高

一同貳百七拾両 内山取替

一同貳拾八両 絵葉代

一同三百九拾三両 客人かし

一同貳百三拾両 大坂登セ荷物代

一同百拾両 地方かし預り入テ

一同百両 講懸方

一同百八拾両 栄助様引合前

一同三拾両 ぬり物代

一同百七拾両 居合客引合前

一同三拾七両 有金

一同拾九両 古金

一同三両 正銭

金三千〇七拾両

内

借用前分

金八百四拾両

指引 金貳千貳百三拾両也

No 52 元治元年子六月水揚

一金三百三拾両 焼もの代

一同百八拾両 客売込

一同貳百拾八両 山取替

一同貳百拾五両 講懸方

一同五拾両 半紙代

一同五拾五両 絵葉代

一同五拾両 地方当時かし

一同四百五拾五両 播勘かし

一同貳千百拾五両 布忠かし

一同百五拾両 客かし

一同貳拾両 売物代

一同百五拾両 田地

一同貳拾九両 かざり金

一同百拾兩 銀札金子○有合
ノ金四千百貳拾七兩也

内

金百兩 栄助様借用

同六百五拾兩 松尾同断

同三百八拾兩 深川同断

同五拾兩 立石屋預り金

ノ金千八百八拾兩
指引正、

金貳千九百四拾七兩

此處

亥年五月水揚分也
金貳千貳百三拾兩也

亥年十月元手金栄助、まじ
同四百三拾五兩

ノ金貳千六百六拾五兩
指引

金貳百八拾貳兩

右之分利潤ニ相成ル

No 53
慶応元年丑閏五月中旬

丑年棚揚覚

一金百九拾貳兩 深平かし

一同貳拾貳兩三歩 佐平同

一同百八拾兩 伊兵衛同

一同五拾兩 平左衛門同

一同貳拾兩 城嶋同

一同拾兩 廣作同

一同貳拾八兩 平藏同

ノ金五百兩

貳兩三歩

右内山取前

一金六兩 又市弘

同四兩貳歩 官藏弘

同貳拾兩 実太郎弘

ノ金三拾兩貳歩

一金拾兩 平太郎弘

ノ金四拾兩○貳歩
指引

四百六拾貳兩老ア

一金壹兩○三ア 住源取前

同拾九兩老ア 長右衛門同

一同百九拾貳兩 焼弥同

一同拾壹兩 嘉十同

一同貳拾貳兩 楠庄同

一同七兩貳ア 喜八郎同

一同拾兩 吉伊同

一同貳兩 伊八同

一金壹兩三ア 金

一同拾壹兩貳ア 金栄三

一同五兩 キ伊八

一同四兩 卯平

一同百三拾八兩 金

一同四兩老歩貳朱 金源次郎

金四百三拾兩〇式朱
 同百四拾五兩 勘七
 同三拾老兩 小壳帳分
 金六百〇三兩〇式朱
 金三兩 出雲弘
 同貳兩老ア 田村屋弘
 同七兩
 金拾貳兩老ア
 金五百九拾四兩也
 右居合客衆売込
 指引
 金四兩 魚屋 与平
 同貳拾兩 イヨ 新吉
 同千兩 播磨屋 勘三郎
 同千〇五拾兩 布屋 三之輔
 同九拾兩 越後 長右衛門
 同三拾八兩老ア 幸右衛門
 金貳千貳百〇貳兩老ア
 右者旅客かし
 金三拾兩 百田官市
 同三拾兩 勘次郎
 同八兩 (砥) 戸石代
 同五拾兩 藤田亀吉
 同貳拾兩 常五郎
 同拾兩 幸七

同五兩 源太郎
 同拾兩 小間く
 同九拾兩 (講) 構懸過金
 同百五拾兩 栄助様田地用
 金四百〇三兩
 金三拾兩 坂角取前
 同千〇六拾兩 焼物代金有之之分
 同百兩 有金
 金廿兩 銀札
 同六拾貳兩老ア 古金拾七兩三ア
 同貳拾八兩 かさり金
 同廿五兩 絵葉代
 合金四千九百八拾六兩三ア
 一金拾七兩 銀札
 金五千兩
 内
 金百兩 紋太郎
 同百五拾兩 栄助様分
 同百五拾兩 松尾
 同四百兩 深川
 同百兩 百田
 金千百兩
 右者借之高也
 指引
 金三千九百兩
 金貳千九百四拾七兩
 右子年標揚分

索引

金九百五拾三両

No 54

(慶応二年)
寅五月棚揚

一金六両三步二朱 福よしや栄三郎
一同四拾両 住屋瀬蔵
一同式拾両 中村屋平七
一同式拾七両 笹屋忠次郎
一日三拾四両 清水屋平左衛門
一同式拾老両式朱 三ッ□屋帛之輔
一同九両 田村屋幾三郎
一同三拾両 五嶋屋長蔵
一同式拾五両 焼酒屋弥輔
一同八拾五両 松尾屋源次郎
一同三百拾七両 傳吉
一同百七拾八両 はらや清右衛門
一同式百八拾両 道具屋勘七
一金九両三步 恵三郎
一同拾式両式歩 奈良屋刃平
一同五両 田中屋彦兵衛
一同式拾四両 小亮帳
一同五両 (綿) 豊後清輔
一同百五拾七両式歩 わた屋幸右衛門
一同四百式拾四両 布屋忠吉
一同式百両 同大坂為登

一同式百三拾五両 植木勘三郎
一同千式百七拾両 はりまや勘三郎
一同五両 大黒屋儀八
一同六両式歩式朱 魚屋与平
一同五両 くしや庄衛門
一同三両式歩 春吉
一同五拾両 松尾
一同百四拾両 有田町傳吉
一同拾両 洗切栄助
一同四拾両 常五郎
一同拾両 鹿太郎
一同九拾両 勘次郎
一同七両 同人
一同四両 政太郎
一同五拾両 焼物屋為替
一同三拾両 龜吉
一同式両 平蔵
一同八両 (講) 構ゆ幾
一同四両式歩 同春吉
一同五両式歩 同才次郎
一同四拾五両 同傳吉
一同拾老両 同平蔵
一金百三拾両 (講) 同長之助
一同七拾七両 兵蔵

一同五兩貳步	小間物売帳下
一同四兩壹步貳朱	甚助
一同七拾兩	山ノ小帳下
一同五拾八兩	深平
一同貳拾兩	城しま
一同七兩	竹治
一同三拾兩	佐平
一同貳拾兩	絵葉代
一同千貳百廿兩	有合焼物
一同百貳拾兩	数の子棒たら片くり
一同三拾兩	反物其外
一同六拾壹兩	通用金
一同拾兩	銀札百文錢
一古金四拾五兩三ア	
ノ金五千八百五拾貳兩貳步也	
内 弘方	
一金百六拾五兩	平太郎
一同拾兩	伊六
一同百七拾貳兩	伊兵衛
一同七兩	(右) 嘉衛門
一同拾四兩三歩	深川
一同六兩	嘉十
一同三拾兩	与平
一同四百兩	深川借用
一同貳百兩	松尾借用

No 55
a (慶応四年)
辰閏四月水揚

一同五拾兩	焼酒屋同断
ノ金千〇五拾四兩三歩也	
指引	
金四千七百九拾七兩三歩	
金三千九百兩	
右丑閏五月棚揚	
指引金八百九拾七兩三歩也	
一金九拾貳兩貳步	升屋圓助
一同六兩三歩	田中屋忠次郎
一同七兩貳步	直方屋庄五郎
一同廿一兩貳步貳朱	小田周蔵
一同三兩	米屋権右衛門
一同貳拾貳兩	道具屋勘三郎
一同貳拾兩	戎屋忠治
一同拾兩	櫛屋庄右衛門
一同拾兩	同 龍太郎
一同拾八兩壹步三朱	綿屋幸右衛門
一同四拾兩	(陸) 林屋睦蔵
一同百五拾兩	越前屋新吉
一金拾貳兩	原屋清右衛門
一同四兩三ア	糸屋安右衛門
一同貳百八拾四兩	道具屋勘七
一同拾七兩	播磨屋勘三郎

- b
- 辰閑四月水揚
元代金六掛二ノ
一金千四百兩 陶器有高
 - 同千六百四拾貳兩 旅客取替
 - 同六百兩 客人壳込、山許取替
 - 同六百六拾兩 地方取替、諸品壳込
 - 同六百六拾兩 陶器小壳帳分、構掛
 - 金
 - 同貳拾兩 絵葉代金
 - 同三拾五兩 政之助見渡
 - 同百五拾兩 別壳物代
 - 同百拾兩 通用金有金
 - ノ金四千六百拾七兩
 - 内
 - 金七百兩 借用金
 - 指引金三千九百拾七兩也
 - c
 - 金百〇六兩 (講) 構代
 - 同四兩 焼物屋為替

- No 56 (明治二年)
- 巳七月棚揚
- 同四拾五兩 洗切長助
 - 同八拾貳兩 勘次郎
 - 同三拾六兩 百田官市
 - 同拾兩 紅屋儀平
 - 同廿五兩 新町与七
 - 同百廿兩 常作
 - 同六兩 惠輔
 - 同百兩 藤田亀吉
 - 同貳拾兩 常五郎
 - 同拾兩 立石屋
 - 金九拾八兩 諸品壳帳
 - 同貳拾五兩 孫市板代
 - 同三拾五兩三ア 傳吉壳物
 - 同廿貳兩 壳分
 - ノ金六百三拾兩 平太郎
 - 金三拾兩
 - ノ六百六拾兩
 - 一式百ノ目 客衆壳込
 - 此金三百三拾二兩
 - 拾八ノ目 内山取替
 - 此金一拾兩 萬蔵
 - 金七拾三兩 峯輔
 - 同貳拾兩
 - 同三拾兩 虎三

一同式拾兩	城嶋
一同八拾貳兩繪葉	平太郎
一同貳拾兩繪葉	同人
一同三拾九兩	貞吉蠟代
一同貳拾四兩	伊藤治
一同百五拾兩	庄屋
一同五拾五兩	常五郎
一同三拾四兩	龍右衛門
一同百兩	城嶋
一同七兩貳步	岡長
一金七兩	角吉
一同三拾兩惠金	原屋
一同六百兩	売物
一同五兩	傳吉
一同百兩	藤亀
一同貳拾兩	常五郎
一同貳拾五兩	古儀
一同貳拾兩	貞吉
一同六拾兩	亀吉
一同三兩	国輔
一同四拾兩	百田
一同八拾兩	西勘
一同三拾八兩	孝七
一同七拾三兩	卯右衛門
一同百四拾兩	綿幸

一同三拾兩	梅庄
一金貳拾兩	萬政
一同三拾兩	嘉十
一同貳拾八兩	儀平
一同拾八兩	庄五郎
一同貳拾三兩	助三郎
一同四拾兩	睦藏
一同貳拾兩	忠次郎
一同貳拾八兩	蔵
一同貳百五拾兩	勘七
一同六拾兩	念
一同九拾兩	念
一同五拾三兩	平太郎
一同五拾兩	深平
一同拾兩	深川
一同百五拾兩	大坂行花瓶
一同貳百兩	講掛
一金百兩	売物
一同拾五兩	新酒場
金三千四百七拾兩	有金
一金百貳拾兩	有金
一同百拾兩	有金
一札式目	有金
一金貳百兩	松尾へ柴輔様へ
一金貳千百兩	陶器有高

メ金六千〇三拾兩

内

金五百兩 花嶋

同六百兩 松尾

指引
金四千九百三拾兩

辰年棚揚

金三千八百五拾兩

一金老兩三ア 関甚弘前

一同百拾六兩 藥屋

一同百廿五兩 介分

一同五兩貳步 喜八

一同廿兩 伊七

一同三拾老兩 舍

一同八拾兩 田

一同四拾兩 平太郎

一同廿三兩 深平

一同九拾五兩 伊十

一同三兩 城しま

一同廿兩 五平

一同十五兩 又市弘前

一同三兩 黒牟田弘前

一同廿九兩

No 57

年巳辰

三年ノ水揚メ高

卯ノ六月朔日迄
午ノ六月五日迄

染附焼物代

一錢百四拾七貫六百三拾五匁
錦手金書もの代

一同百六貫百目

三川内もの代

一同拾五貫百七拾四匁

南川原菊次郎殿焼物代

一同七メ八百三拾七匁

安吉殿附残り焼物代

一同六貫八百目

助五郎不足分

一同拾六貫五百目

一取合手頭残り物 見合都合
廿兩斗り

代拾老メ四百目

一はたもの 取合

蓋なしもの

代五メ七百目

メ三百拾七貫百四拾六匁

五七御金五百五拾六兩老步仁朱

五百七拾目金ニメ

一金式拾兩 鳳山

一同老兩貳步 上幸平

一同五兩 三川内

一同拾三兩 弓野山

一同四兩三歩 同

メ四拾四兩老步 惣十

右者客ニかし付置候

一金四百兩斗り

外ニ

一八村金八両
 一同三両分斗り銀にてあり
 (ママ)
 一同六両
 一同六両
 松尾取替へ
 一同拾両
 灰七拾俵代
 唐石七斤
 助五郎殿行
 一同老両
 川東与平
 一同五両
 作井手綿屋殿
 一同貳歩
 庄太郎
 一同三両
 重蔵
 一同貳歩
 孫三郎
 一同十五両
 平三
 一同貳両
 俵屋松之助
 一同四十両
 半助
 一同老両
 泉山綿代
 一同六両三歩
 林吉殿
 一同五両
 卯傳次
 一同五両
 利助
 一同老両
 右ハ講懸金取前
 一同六拾六両
 米六俵代
 一同三両
 治三郎
 一同貳両
 惣ノ百八拾九両三歩
 惣ノ千百九拾両老ア
 内 払前
 五両 皿山 栄蔵

No 58
 手形覚
 一正金貳百五拾両也
 右之通髓ニ請取借用仕候儀美正ニ御座候、尤払方之儀者、向未ノ二月限ニハ聊無間違、月ニ老部貳米宛利足相加江急度御返納可仕候、但し引当とメ永代持来之私住家居屋敷并怙券状相添相渡し置申候、自然間違之節者何時も明除相渡申候故、右引当を以御勝手御支配可ヒ成候、其節何歟故障申間敷候、為其請人仍而如件、已上
 弘化三年
 武富七太郎判
 午九月
 露丸清右衛門殿
 深川栄左衛門殿
 元金貳百五拾兩之内
 一金百五拾兩也
 一同拾八兩也
 右者午九月今未二月迄、貳百五拾兩之利足也

右之通槌ニ受取申候、尤禰丸御取替金之内ニ而御座候、已上

三月八日

栄左衛門判

栄助殿

外ニ金五両 受取判

右者御買入焼物代金之内ニ而御座候

三月八日

No
60

覚

一金六拾五両也

右者佐嘉銀主池田理右衛門其外江私年済金之内を馬場傳右衛門引受納
前之処、当暮不差分ニ付明三月迄之内尚又及間合ニ差分ケ可申候、惣而
ハ私年済前之金子其元様分銀主取次廣川丈左衛門江預老紙差出し置候訳
を以、無扨右丈之金子預老紙今又向方江差入ヒ具候ニ付而者、於向々ニ
御難題亦不相掛様取計可申候、為念一札如件

午十二月

松尾彦兵衛判

武富茂十殿

No
61

覚

親掛三福之内

一正金老両式歩也

右之金子槌ニ受納仕預里召置候儀実正明白ニ御座候、但し向丑二月限無
滞御返金仕儀ニ候、為後證之仍而預里如件

戌ノ三月十五日

上瀧益太郎判